

広島県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

津之郷山守線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市津之郷町大字津之郷字丸杵二二五四番 四地先から 福山市津之郷町大字津之郷字平木二〇八四番 一地先まで		五・四〇〇 ・六〇	七・三〇〇 一・七〇	四九五・〇〇	拡幅